

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）の新旧対照表

改正後	改正前
<p data-bbox="236 472 309 501">附 則</p> <p data-bbox="193 524 778 600">（令和三年度における市長等の給料月額に関する特例措置）</p> <p data-bbox="172 622 778 887">7 <u>令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間</u>においては、市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、別表一の規定の適用については、同表中「一、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは「八〇〇、〇〇〇円」と、「七八八、〇〇〇円」とあるのは「六六九、八〇〇円」とする。</p>	<p data-bbox="888 472 962 501">附 則</p> <p data-bbox="845 524 1431 600">（令和二年度における市長等の給料月額に関する特例措置）</p> <p data-bbox="825 622 1431 887">7 <u>令和二年七月一日から令和三年三月三十一日までの間</u>においては、市長及び副市長に対する給料月額の支給に当たっては、別表一の規定の適用については、同表中「一、〇〇〇、〇〇〇円」とあるのは「八〇〇、〇〇〇円」と、「七八八、〇〇〇円」とあるのは「六六九、八〇〇円」とする。</p>